

## 生徒指導における教師の意識

岡 本 洋 三\*

(1988年10月15日 受理)

On the Consciousness of Teachers for the Pupil Guidance

Hiromi OKAMATO

### はじめに

生徒指導における統制的な「校則」や「きまり」、それを強制する「体罰」など「管理主義」教育を指摘し、それを批判する声は内外に厳しい。このような状況にたいして現場の教師は生徒指導についてどのように考えているのであろうか。「管理主義」にたいして、それを容認するような意識が教師の側にもあるのではないか、そしてそれは個々の現象にたいする外在的な「管理主義」の意識を批判するだけでは克服が困難であるような、もっと根強い意識構造（意識・思考のタイプ）なのではないか。その意識の特徴と構造を探り出したいと考え、小・中学校の教師の「児童生徒の指導の意識」を質問紙法で調査した。調査は神田嘉延氏（鹿児島大学教授）と共同で行った。

調査方法は、卒業生その他有志の教員に依頼して同僚の教員に質問紙を配布し、自記で回答記入後、同様の方法で回収した。配布にあたって、学校種別（小学校・中学校）と地域区分はなるべく均等になるよう配慮したが、サンプリングとしては無作為抽出ではない。調査期間は、1988年6月－7月で、回収された標本数は428である。

質問の構成は、フェース（基本属性など）で、年齢（10年区分）、性別、勤務校種、学校所在地（地域3区分）、学校規模（学級数4区分）、担任学年、担当教科、地位、職務分掌を尋ねた。調査項目は次の3領域とした。1）生徒の学校生活についての「きまり」とそれについての教師の価値判断（第1－7問） 2）「きまり」違反にたいする指導措置の態様と教師の価値判断（第8問） 3）校則やきまりの制定、指導体制、指導理念などについて（第9－13問）

〔表記および数値の意味について〕 以下の結果報告の数値は無回答を含めた%である。表では無回答を省略したので%合計が100にならないものがある。ランダムサンプリングではないこと、規則の有無などは学校単位で数えなければならないが、学校単位の集計はしていないこと、回答者数

---

\* 鹿児島大学教育学部教育学科

の比率は学校数に比例するものでないことなど、数値の解釈については注意する必要がある。標本数があまり大きくないので % は4捨5入して「整数値」で示した。

調査結果の全体的な概要と質問表は、『鹿児島子ども研究センター 研究報告 第4号』に報告してあるので、ここでは「教師の生徒指導意識」の内実を分析するうえで必要なデータに限定して紹介して検討する。

## 1 調査対象の基本属性

第1表 サンプルの基本属性 (%)

性別：男/74	女/25	学校種類：小学校/50	中学校/49
年齢：20代/25	30代/17	40代/29	50代/27
地域：鹿児島市/32	その他の市/43	町村/25	
学校規模(学級数)：6以下/14	7-18/36	19-24/21	25以上/27

サンプルの基本属性の分布をみると、無作為抽出ではないがかなり実態にそったものとなっているようである。

## 2 調査対象者の勤務校の「校則、きまり」の状況

学校における「児童生徒の指導に関する規則、きまり」についての事実関係の質問は、この調査対象者の勤務環境の状況を把握することを主眼として設定した。その状況は第2表のようである。

第2表 調査対象者の勤務校の校則、きまりの状況 (%)

	きまりあり			きまりはないが指導はする			きまりなし		
	全体	小学	中学	全体	小学	中学	全体	小学	中学
制服	94	89	100	2	4	0	3	7	0
制服に名札を付ける	97	97	98	—	—	—	2	2	1
廊下通行のきまり	68	87	48	19	12	26	13	1	24
登校時間帯のきまり	53	34	72	26	38	15	19	26	13
髪形などのきまり	45	4	87	8	8	7	46	87	3
帰宅後の外出も制服で	26	9	43	18	15	22	49	66	33
授業時の挨拶のきまり	25	9	41	28	16	40	47	75	19

表に明らかなように、「制服」「名札」は小・中学校ともにほぼ全校、「廊下の通行」「登校時間帯」は学校種による規制のしかたの違いはあるが、「きまりなし」は20%以下である。かなり学校種による差があるのは「髪形規制」「外出時制服」「授業時挨拶」で、いずれも小学校は「きまりなし」が大多数であるが、中学校では「きまりなし」は少数で、いわゆる「生徒管理」が厳しいことを示している。なお、「授業時の挨拶のきまり」というのは「授業の始めに『おねがいます』、終

りに『ありがとうございます』などと挨拶させるきまり」, 「廊下通行のきまり」とは「廊下を走ってはいけない, かならず右側を歩くなどのきまり」である。

以上のように, 児童生徒の指導に係わる学校の在り方は, 小学校と中学校でかなり異なっているので, 当然, 学校種別によって教師の意識状況にも違いがあることが予想される。それを一括して扱うことには問題があるが, この点は後に検討する。ここでは, まず全体的な把握を主として「規則, きまり」の状況にたいする教師の意識について検討する。

### 3 「校則, きまり」にたいする教師の意識

第3表 校則, きまりにたいする賛否の状況 (%)

きまりの有無 きまり賛否の意見	きまりあり			きまりはないが指導はする			きまりなし		
	賛成	反対	保留	賛成	反対	保留	賛成	反対	保留
制服賛成	42	25	33	サンプル数少ない			サンプル数少ない		
制服に名札必要	66	16	17	—	—	—	サンプル数少ない		
登校時間帯のきまり	44	26	30	16	38	46	15	61	20
髪形などのきまり賛成	31	32	37	25	22	53	5	74	21
帰宅後の外出も制服で	20	40	37	4	54	42	5	66	28
授業時の挨拶自由に	65	14	21	77	10	13	86	4	9

「制服」については全体では賛成が相対的に多いが, これを学校別にみると第4表のように, 中学では賛成が多数であるが, 小学では賛成よりも反対が多く保留は更に多く, 小学校の教師の多数は制服に疑問や批判を持っている。外出時の制服着用には, 小学・中学ともに反対が多い。「登校時間帯」についても, きまりのある学校でも賛成は半数以下である。

第4表 制服を制定する (%)

	賛成	反対	保留
小学	24	35	40
中学	58	14	27

このように規則と教師の意識との間にはかなりのギャップがある。教師の考えと大きく離れた「生徒指導のきまり」がなぜつくられているのか, このような学校の在り方が問題である。それは規則の制定にとどまらない。「授業時の挨拶」のように本来個々の教師が決定できる事柄においてもそうである。「授業時の挨拶」では, 批判的な意見の方が圧倒的に多いにもかかわらず, 行われているのである。この点を究明するため, 校則, きまりについての教師の意識の内実を見よう。

1) 制服の規則を支えている教師の意識 第5表は, 制服制定賛否の意見とその理由との関係を見るために, 制服制定の賛成理由3つと反対理由4つについて, 制服制定についての3つの立場の意見をクロスしたものである。

第5表 制服制定賛否の意見とその理由との関係(%)

賛否の意見 制服賛否の理由	制服制定に賛成			制服制定に保留			制服制定に反対		
	賛成	反対	保留	賛成	反対	保留	賛成	反対	保留
生徒に自覚させる	66	6	26	28	23	48	7	65	25
非行防止になる	70	7	21	29	25	46	7	61	29
校則遵守の方法	28	23	46	5	42	62	3	77	18
個性無視だ	7	36	53	35	11	54	77	8	14
真の教育でない	16	28	53	49	6	43	82	5	13
指導が形式化する	9	35	52	28	11	59	69	5	23
制服は親が決める	15	44	40	32	11	54	78	3	18

制服制定賛成者の多数は、3つの賛成理由の内、「自覚を促す」「非行防止」に期待している。「校則遵守の方法」としての期待はあまり多くない。制服を批判する4つの意見にたいする賛成は当然少数であるが、それに反対する意見も3分の1前後であり、半数以上がそれらにたいして「どちらともいえない」と保留している。つまり、制服制定賛成者には、制服を批判する意見を肯定する者やそれを否定できない者があわせて6割以上もいるのである。その点で、この制服賛成意見の内実は理論的に強固なものではないようである。しかし「服装は親が決めることで、学校が規則で決めるべきではない」にたいする反対意見がもっとも多いことは、やはり注目すべきことであろう。それは服装は本来個人に属することであり、子どもの場合には親が決める問題であるという考えは基本的に大切なことである。制服に意見を保留している者も、これに反対している者は11%に過ぎないことと比較しても、44%の反対はかなりの重みをもっている。それは、賛成意見には、学校の意味は家庭・親より優越するのだという意識があるように感じられるからである。

制服制定反対者の大多数は、「賛成理由」に反対し「批判理由」を支持しているが、4分の1前後の保留意見もある。しかし、賛成者に比べて反対者の方が全体として自分の意見に自信を持っている。「真の教育でない」という教育についての認識、「個性無視」という子どもの尊重の意識、「親が決める」という親権への配慮などが見られる。

保留意見者のほぼ半数は、賛成・反対の理由にたいしても保留の意見で、自己の判断を示していない。それは自己の教育理念が明確でないからではなかろうか。また、この保留意見者は「制服賛成理由」には賛成が30%弱であるが「反対理由」への賛成はそれより多く、特に「真の教育ではない」には半数が賛成しており、「制服反対」に同調する傾向を含んでいるようである。

このようにみえてくると、制服を制定して強制している学校(それはほぼ全校である)の在り方には、いろいろな問題がありそうである。制服についての賛否やそれがもつ意見についてもっと教師が論議し、理論的にも確信をもって決定することが必要であろう。「意見保留」というのはやはり教師としての教育的な確信の欠如を示すものであり、それがかなり多いということは学校の教育行為に教師は専門職として責任をもつべきなのであるから問題であろう。

2) 頭髪規制の意識 「頭髪規制」については、小学校はほとんどしていないが、中学校はほぼ全校が規制している。そこで、その賛否を学校種別に分けてみると、小学校で24%、中学校では38%が「保留」意見で、かなりの教師が曖昧な態度であることがわかる。また、実際に規制している中学校で、それに賛成している教師は3分の1以下である。中学校では髪形規制については教師の意見は3つに分かれ、賛成と反対は拮抗しているのであるが、大多数の学校は「規制」を実行しているのである。

第6表 規制の賛否(%)

	賛成	反対	保留
小 学	5	69	24
中 学	31	30	38

第7表は、この髪形規制についての意見の中味を「賛否の理由」から探ってみたものである。

第7表 頭髪規制賛否の意見とその理由との関係(%)

規制賛否の理由	頭髪規制に賛成			頭髪規制に保留			頭髪規制に反対		
	賛成	反対	保留	賛成	反対	保留	賛成	反対	保留
秩序維持に必要	81	8	12	26	12	62	7	66	26
非行防止に必要	49	12	39	19	15	65	4	68	27
家庭の代わりに指導	40	23	36	16	26	56	3	74	20
指導は必要だ	89	4	8	59	4	35	45	30	24
髪形は親が決める	15	53	31	9	22	68	45	14	40
髪形は子が決める	6	59	33	13	21	64	52	11	37

頭髪規制賛成者は、「学校の秩序・環境を健全に保つために」に大多数が賛成し、「非行防止」に半数が賛成している。そこには、学校の秩序や学校生活の様式・形態について特有の観念があるのではなかろうか。一糸乱れず、整然とした情景をよとする秩序観や学校の指示を絶対とし、子どもの行動様式を特定のモデルにはめ込むことを「教育指導」と考えて怪しまない意識、学校（教師）が設定した枠から逸脱したものを「異端」視し、「問題児」視する感覚がありそうである。

また「家庭の躰が弱いから、学校で強く指導するために」にも4割の賛成がある。現代の家庭の教育力にたいする不信感、そして学校がその代わりにすべきだという考えがかなり見られる。それは批判意見「親が決める」「子が決める」にたいする反対が半数を超えていることにも窺える。それは親不信、子ども不信であろう。しかし、これらに「保留」の意見も3分の1程あり、この規制賛成者の内訳は複雑である。

規制反対者の「賛成理由」にたいする反対は7割前後と高率で、保留意見も賛成者と比較してやや少ない。反対の方がいくらかまとまりがよいようである。とくに「家庭の代わりに」には4分の3が反対で、学校と家庭との関係を区別する意識が強いようである。しかし、髪形などについて「親が」「子が」決めるという基本問題には、実際の教育現場で指導する上ではやはり割り切れない

い点があるのであろう。賛成は半数前後で、保留がかなり多い。「規則で強制しないとしても、指導は必要だ」という意見にたいしては賛成が多くなっている。

規制保留意見者は「指導は必要」に約6割が賛成しているが、賛否の理由にたいしては7割弱が「保留」で判断できないでいる。賛否を回答している者はいずれも2割前後であるが、わずかに「規制賛成」の傾向が多いようである。

以上、いずれの意見においても、「頭髪規制」を巡る教師の教育指導の意識は単純ではなく、多様な考えを含んでいる。例えば、第8表に示すように、制服に賛成の者が髪形規制に賛成とは限らないのである。

このように見てくると、髪形規制についての賛否を分けているのは、「秩序」観、「非行」観、家庭の教育力にたいする期待や親・子どもの人権への尊重などについて

教師が明確な価値判断(理論)ができるかどうかにあるように思われる。「髪形規制」に意見を「保留」している教師たちの6割以上が、これらに自己の判断を示し得ないでいることは大きな問題であらう。

第8表 制服と髪形の賛否(%)

髪形規制	賛成	反対	保留
制服賛成	48	43	8
反対	0	93	7
保留	0	100	0

3) 子どもの「安全」と子どもの「自由」についての教師の意識 「廊下通行のきまり」についての教師の回答は、子どもの「安全」と子どもの「自由」との関係を教師がどうとらえているかを推測させる手がかりを与えてくれる。この問題は、教師が指導の対象としている子どもの発達程度と係わるので、学校種別の結果にもとづいて検討しよう。

第9表 廊下通行のきまりの有無と賛否の意見との関係( % 上段:小学校 下段:中学校)

きまりの有無 賛否の理由		きまりあり			指導はする			きまりなし		
		賛成	反対	保留	賛成	反対	保留	賛成	反対	保留
危険防止のため	小学	89	3	8	88	0	12	—	—	—
	中学	76	8	15	74	0	26	44	24	32
交通道德のしつけ	小学	67	10	22	64	4	28	—	—	—
	中学	56	15	29	50	7	43	30	26	44
環境整備のため	小学	62	16	21	40	12	48	—	—	—
	中学	49	14	36	46	9	43	24	32	44
規則はいらない	小学	18	56	24	36	12	48	—	—	—
	中学	39	29	33	37	13	50	48	16	36
子どもを自由に	小学	31	28	39	28	24	48	—	—	—
	中学	42	21	36	30	17	54	68	6	26

(「きまりなし」の回答は小学校ではきわめて少数なので、%値は示さなかった。)

「きまりあり」「指導はする」のもっとも多い賛成理由は「危険防止」である。しかし「交通道

徳のしつけ」や「環境整備」などの理由の賛成もかなりあり、実施している学校の教師は、それを肯定する意識が強いようである。「きまりはないが指導はする」では、これらの賛成理由は若干減少し、「保留」が多くなっている。賛成理由の肯定率は小学校が中学校より10数%多く、このきまりの特殊性を示している。

小学校の教師の意識においては、「危険防止」が第一で、「規則不要」にたいしては半数以上が反対している。「子どもを自由に」という点では、ほぼ意見は3つに割れ、「保留」がもっとも多くなっている。小学校の教師においては、危険防止という観点と子どもを伸び伸びさせたいという気持ちとで判断に迷う者が多いのであろうか。この点では、中学校では「危険防止」に賛成している者の「規則不要」「自由に」の賛成は小学校より多くなっている。「きまりあり」「指導はする」中学校の賛成回答は小学校より10数%低いが、傾向はよく似ている。「きまりなし」では「子どもを自由に」が7割弱の賛成であり「規則不要」も5割弱の賛成があるが、「きまり」をつくり、指導をしている学校の教師の意識が小学校とあまり変わらないというのは、気になるところである。それは中学生の自主性にたいする期待の弱さや自主性を育てる指導の弱さを推測させるからである。また、この設問において、「指導はしている」学校の教師の半数前後が「保留」であることも、教師の意識の曖昧さを示しているようである。

第10表 危険防止と規則不要 (%)

	規則不要	賛成	反対	保留
危険	小賛成	15	55	27
防止	中賛成	32	29	40

第11表 危険防止と自由に (%)

	自由に	賛成	反対	保留
危険	小賛成	24	31	43
防止	中賛成	37	22	40

#### 4 教師の生徒指導の方法

学校の「きまり」に違反した児童生徒にたいして一般にどのような「指導」が行われているか。この調査では、15の指導態様を挙げ、回答者の「学校で比較的一般に行われている」ものをチェックしてもらった。第12表の回答の%は、教師の目にふれたものの集計であり、そのような指導をしている教師の割合を示すものではない。

第12表 「きまり」違反にたいする指導の態様 (%)

	口で叱る	平手でぶつ	ゲンコツで	後で説教	罰当番	廊下に正座	教室に正座
小学	96	9	8	20	8	7	9
中学	88	12	14	33	12	13	10
職員室正座	職員室説教	指導係説諭	校長説諭	父母を呼ぶ	居残り	運動場走る	罰課題
3	5	4	3	4	4	4	5
9	45	20	8	17	4	5	9

「体罰」に当たる指導態様である「ぶつ・なぐる」が一般的に見られると回答した%の合計は、小学校で17%、中学校で26%である。「体罰に類似する」(精神的、肉体的に苦痛を与える)指導態様である「正座」は、小学校で19%、中学校で32%である。先にも述べたように、この%から直ちに学校での体罰の状況を論ずることはできないが、中学校での体罰がかなりの教師の目に触れていることはわかる。

### 5 生徒指導の態様についての教師の意識

このような指導の態様にたいして、教師はどのような意識をもっているのだろうか。第11表以下は、例示した指導態様にたいする「意見」に、「まったく賛成、やや賛成、わからない、やや疑問、まったく反対」の5選択肢で回答を求めた結果である。

第13表 生徒指導の態様についての教師の意識-1 ( % 上段:小学校 下段:中学校)

	全賛成	弱賛成	保 留	弱反対	全反対
廊下に立たせたり、正座させたりするのは、見せしめとして、一罰百戒の効果があるよい方法だ	1	7	4	34	51
	1	10	5	47	35
正座などの見せしめの罰は、子どもの心を傷つけるから罰の方法としてはよくない	45	25	3	21	3
	34	28	11	19	5

正座を「よい方法」とするものはさすがに少ないが、それを強く否定する者は中学では3分の1強にとどまっている。下の文章は内容的にはほぼ同じで「よくない」という判断にたいして意見を求めたが、こちらでは小・中学ともに前問よりさらに「正座否定」に賛成の意見は減少し、「否定」にたいする反対意見が増加している。それは「正座などの罰」を「よい方法」とは思わないが、しかし「よくない」として否定しきれない—実際に学校ではしている—気分を反映するものではなかろうか。

第14表 生徒指導の態様についての教師の意識-2 ( % 上段:小学校 下段:中学校)

親を呼んで、親と一緒に、校長に説諭してもらおうなど、学校として処置する形式をとる	2	14	10	40	30
	8	23	8	38	18
生徒指導係に回すとか、職員会議にかけるなど、定められた方法で罰を選ぶ	1	8	7	36	43
	3	15	12	38	27

第14表は処分の手続きと形式にかかわる意見であるが、いずれも小学校の教師は反対が多い。おそらく小学校の場合、児童の「指導(罰)」はほとんどが担任で処理できる程度にとどまることが多いからであろう。上例のような「公的」な「大袈裟な」措置は例外的なものという気持ちではなかろうか。中学校では、それを強く否定する意見は小学校よりもかなり少ない。しかし、それを肯定する意見は多くない。「親を呼んで、校長に説諭」より「職員会議にかける」という方法が賛成が少ないのは、前者の方がよりインフォーマルな感じがあるからであろうか。この回答の基底には



「児童生徒の処罰」についての日本的な家父長的な観念（それは、公的な措置や制度的対応を冷たく感じ、個人的な措置を情のあるものとする）や「職員会議」の現実的機能（「法的な処罰」につながりやすい）についての判断があるように推測される。

第15表 生徒指導の態様についての教師の意識-3（% 上段：小学校 下段：中学校）

ルール違反の悪い理由が判り、反省することが第一だから、罰よりも説諭を主としたい	47	41	1	6	1
	52	35	6	5	0

これは、ほとんどの教師が賛成している。

第16表 生徒指導の態様についての教師の意識-4（% 上段：小学校 下段：中学校）

いつまでも執拗に説教したり、反省文を書かせたりするより、その場で一発がさっぱりしてよい	1	11	9	42	34
	1	16	17	41	23
怪我をさせるような体罰はよくないが、ほっぺたをぶつくらいは場合によっては必要だ	4	30	8	28	28
	9	38	13	18	20
今の子どもは、教師をばかにしがちだから、時には体罰で脅かしておくことも必要だ	1	8	9	33	48
	2	10	12	32	43
内申書に書くとか、生徒指導係に回すとか、なにか陰険な感じ。一発食らわせて済ますほうがよい	1	9	11	28	45
	3	16	12	29	36
体罰はどのような場合もしてはならない	23	27	8	36	3
	29	17	9	38	5

これは「体罰」についての意識を見たものである。上から4つは体罰を肯定することを誘導するような内容・表現で尋ねている。そこから教師が「体罰」を容認する考えを探ろうとした。もっとも肯定回答が多いのは「ほっぺたくらいは」で、小学校で34%、中学校で47%である。これにたいする反対意見は小学校は56%で肯定を上回るが、中学校は38%である。他は小学校では「その場で一発」が12%、中学校では「内申書...より、一発食らわせて済ます」が19%、「その場で一発」が17%である。「体罰で脅かす」については小学校で81%、中学校で75%が反対であり、いずれも強い反対が多い。前に述べたように、これらの質問でかなり誘導的に体罰を肯定する回答を引き出して、最後に「体罰否定」についての回答を求めた。そこで体罰否定に強く賛成しているのは小学校で23%、中学校で29%と、かなり低い数値になっている。弱い賛成を加えても小学校で50%、中学校で46%である。このデータは実態をかなりよく反映しているのではなかろうか。教師の体罰についての意識はかなり動揺している。その点を「体罰どのような場合もしてはならない」と「ほっぺたくらいは」のクロス結果（第17表）で示そう。■は回答内容が一致しているもの、■は回答に矛盾があるものである。

第17表 体罰否定と体罰肯定の意識の矛盾状況(数値は実数 無回答を除く)

ほっぺたくらい	小学校 n=204					中学校 n=202				
	全賛	弱賛	保留	弱反	全反	全賛	弱賛	保留	弱反	全反
体罰反対賛成	0	2	1	8	37	0	9	2	13	35
弱賛成	0	19	4	26	9	1	11	7	10	6
保留	1	5	5	4	0	0	4	12	2	0
弱反対	6	36	5	21	10	12	51	7	9	1
全反対	1	2	0	0	3	5	2	0	3	0

小学校での完全一致回答は51%, 矛盾のかなり大きい回答は27%で, その内訳は「体罰」賛成から反対に10%, 「体罰」反対から賛成に17%変化している。中学校での完全一致回答は56%, 矛盾のかなり大きい回答は17%で, その内訳は「体罰」賛成から反対に10%, 「体罰」反対から賛成に7%変化している。その他の変動も含めると教師の半数近くの意見はかなり動揺しており, その意見の変化は複雑である。まず, 教師の体罰についての意識が強固なものではなく, 変化するものだというこの実態を踏まえて, これに働きかけることを考える必要がある。

## 6 学校の「生徒指導の在り方」についての教師の意識

教師は, 現在の学校の「校則, きまり」やその指導の在り方についてどのように考えているだろうか。第18表はこれに関する質問の回答をまとめたものである。質問文はやや簡略にした。その下の注記は右の回答選択肢の順序である。

第18表 学校の「きまり」やその指導についての教師の意識( % 上段: 小学校 下段: 中学校)

質問(上段)と回答の順序(下段)	肯定	中間又は保留	否定	
きまりや指導の在り方を教師間で十分議論をしている	11	54	24	9
十分・やや不十分・かなり不十分・ほとんどしていない	21	44	27	6
きまりの制定に児童生徒は参加している	6	76	14	
はい・どちらともいえない・いいえ	13	55	30	
きまりの制定に児童生徒の意見は尊重されている	5	28	60	
はい・参考にはしている・いいえ	8	53	35	
きまりが多すぎる	47	8	41	1
多い・わからない・適当・足りない	65	4	28	1
きまりの内容は適切である	42	32	21	
概ね適当・どちらとも・不適当なものが多い	33	29	36	
きまりを守らせる指導は学校全体として厳しい	6	10	35	45
厳しい・わからない・適当・緩やか	19	2	43	35
きまりの指導の考え方で教師間の意見は一致している	36	34	26	
ほぼ一致・どちらともいえない・食い違いが多い	41	23	35	
きまりの指導の方法で教師間に緩厳の違いが大きい	12	16	68	
ほぼ同じ・わからない・かなり個人差がある	15	11	71	

「きまり」や指導についての教師間の議論は、「十分」と「やや不十分」の合計（65%）は、「かなり不十分」「ほとんどしていない」の合計（33%）のほぼ倍で、多くの教師は現状を肯定しているようである。

「きまり」の制定における児童生徒の参加は、子どもの年齢の問題もあるのであろうが小学校より中学校の方がいくらか多い。それでも肯定が13%、否定が30%で、55%は「保留」なのである。おそらくどのような状態を生徒参加と見るかが曖昧なのであろう。次の「生徒の意見を尊重しているか」にたいして中学の肯定は8%、参考にというのが53%である。

現在の「きまり」の量については、多いという意見は小学校で半数近く、中学校では65%と多数で批判的な意見が多数である。しかし内容については、小学校では適切とする者が42%とかなりの率で、批判的な意見の2倍もある。中学校では「不適切」が「適切」をすこし上回っているが「保留」も多く、意見は3分されている。これは実際のきまりの内容と対照してみないと判断が難しいが、小学校では現状にたいする肯定が多数であること、中学校では現状についての判断が教師の間で大きく分かれていることなど、少なくとも世間での批判的な見方はあまり受け入れられていないと判断される。それは、「きまり」を守らせる指導の現状についての意見にも現れている。「適当」「緩やか」とする意見は小学校で81%、中学校で78%と大多数を占めている。

指導の考え方についての教師間の意見分布は、ほぼ3分されるが、「一致している」と考えている者は相対的に多い。また、指導方法の厳しさについては「かなり個人差がある」という回答が7割前後と大多数である。

## 7 「生徒指導」改善の方向についての教師の意識

教師の現状認識は以上のとおりであるが、生徒指導の実践の方向についてどのような考えをもっているであろうか。学校の現状を念頭におきながら、今後の努力の方向について以下の意見を提示して意見を求めた結果が第19表である。

第19表 生徒指導の原則についての教師の意識（% 上段：小学校 下段：中学校）

生徒指導の改善の努力についての意見	強賛成	弱賛成	保 留	弱反対	強反対
一度きめたきまりは、いくらか問題があっても、まず、きちんと守らせることが大切だ	5 15	26 31	4 6	46 36	16 9
子どもがしなければならぬこと、守らせたいことなど、もっときめ細かなきまりをつくるべきだ	2 4	10 8	4 6	49 52	31 28
今あるきまりが本当に必要かよく検討して、なるべくきまりの数を減らすべきだ	51 45	38 45	4 4	2 3	1 1
もっと教師間で、きまりについての共通理解を深め、足並みを揃えて児童を指導すべきだ	66 67	26 23	1 4	4 2	0 1
子どもたち自身から問題をださせ、児童会などで子どもたち自身がきまりをつくるようにする	34 42	47 41	5 4	9 9	1 1

中学校では「まず守らせる」という規則遵守優先の考えが46%と多数であるが、小学校ではそれに反対の意見が62%である。これまでも小学校と中学校とを対比してきたが、その考え方の方向はやはりかなりの違いがあるようである。

「きめ細かなきまりを」「きまりを減らす」「足並みを揃えて」「子ども自身に」などについての意見は、小・中学校ともに同じ傾向で、あえていえば、「きまりを減らす」のに小学校の教師の方がいくらか積極的な部分が多いこと、「子ども自身に」で中学校の方がいくらか積極的な部分が多いことである。全体的に意見のバラツキも少ない。なかでも、「足並みを揃えて」の強い賛成は7割弱で、この辺の問題が現場では大きな問題であるのかもしれない。

この「足並みを揃えて」という意見は、それが文字通りの意味であれば、教育指導を画一化し、「管理主義」を一層助長する恐れがある。この点を確認するためいくつかの項目とクロスしてみよう。なお、「足並みを揃えて」に「保留」「反対」の意見は少数であるのでその部分は省略した。第20表に見るように、「足並みを揃えて」の意見には「教師間の議論」が十分と見ている者不十分とする者も、「きまり、まず守らせる」という規則遵守優先に賛成する者も反対する者も含まれ、また、「教師の判断で強制も」に対しては反対意見が多数であること、特に、「足並みを揃えて」に「強い賛成」意見の方が「一方的強制はいけない」や「生活指導はきまりによっておこなうべきでない。具体的経験のなかで子どもが自主的な判断力をつけるように指導する」に強い賛成が多いことから、画一的な共通性を求めているものではないといえよう。

第20表 「足並みを揃えて」賛成者の意識(%)

上段：強い賛成 n=287 下段：弱い賛成 n=104

	強賛	弱賛	保留	弱反	強反
教師間の議論十分	17	50	—	26	6
	13	55	—	22	8
きまり、まず守らせる	14	28	4	42	12
	4	32	8	47	10
教師の判断で強制も	4	32	6	46	12
	2	33	9	49	6
一方的強制はいけない	53	35	4	6	1
	36	48	4	9	1
具体的経験を通して	45	40	4	9	1
	26	59	7	4	1

以上の結果から読み取れる教師の全体的なイメージは、教師の多くは「現状の『きまり』は量は多すぎるから、減らす努力は必要だ。しかし、内容はあまり問題はなく、個々には指導の厳しすぎる教師もいるだろうが、もっと話し合っ共通理解を深め、足並みを揃えて指導することが必要だ。学校全体としては指導は適当であり、むしろ緩やかなくらいだ。」と考えている、といえるのではなかろうか。そうだとすると、この多くの教師の認識が学校の現状に合っているのかどうか問題であろう。それはこの調査では判断できないが、学校で起こっているさまざまな問題を考えると、この調査結果に示されている教師の意識状況は「現状の本質的な問題認識」に甘さがあるように感じられるのである。

8 生徒指導の原則についての教師の意識

第21表 生徒指導の原則についての教師の意識（% 上段：小学校 下段：中学校）

生徒指導の原則についての考え	強賛	弱賛	保留	弱反	強反
児童の教育に責任を有する者は、児童の最善の利益をその指導の原則としなければならない	52 49	28 28	9 13	3 5	1 1
子どもは何が自分にとって最善であるか判断できないから教師は子どものためになると思うことを子どもに強制してよい	1 5	26 34	7 7	51 41	12 11
子どもにも人格がある、教師がよいと思うことも納得させることなしに一方的に強制すべきでない	52 46	35 39	2 5	6 7	1 1
子どもに自分の行動を自主的に決める力をつけることが基本だから、重大な危険がなければ子どもの意見を尊重したい	33 32	54 51	1 4	9 9	1 0

全体的にこの基本問題についての認識は、小・中学校であまり差はなく、ほぼ同じ傾向を示し、教師の教育意識の共通性が見られる。

「児童の最善の利益」は教育指導の基本原則であるが、強い賛成は半数にとどまっている。次の2つの意見はこの原則を受けて、実践の場でどう考えるかを尋ねたものである。「教師の判断を優越させる考え」にたいして批判的な意見が半数を超えているが、中学校ではそれを肯定する意見が4割あり、中学校の教師に教師の判断を優越させる傾向がやや強いことを示している。この回答で先の原則に賛成している者が、実践的には2つの方向に別れていることに注目したい。その状況を

第22表 「児童の最善の利益」の意見の分岐（%）

最善の利益	子どものためなら教師の判断で強制も				
	強賛	弱賛	保留	弱反	強反
強い賛成	3	26	7	48	17
弱い賛成	3	44	4	45	4
保留	2	21	17	53	6
弱い反対	0	28	6	50	11
強い反対	サンプル少数				

第22表に示す。「最善の利益」に弱い賛成の意見では「教師の判断で強制も」にほぼ半数が賛成しているが、「強い賛成」「保留」「弱い反対」の意見では、この教師優越に反対する意見が多く、6割前後になっている。

次の「一方的に強制すべきでない」は前問を批判する内容で表現したものであるが、ここでは前問の回答に見られた分化は現れていない。

「子どもの意見を尊重」の質問文は、生徒指導の根本にある「子どもの人格形成」の考え方、自主性を育てるという観点をどのくらい重視しているかを問うたものである。これも賛成意見は多いが、「強い賛成」はもっとも少なく3分の1以下である。「きまり」「校則」の氾濫は、子どもの自主性を育てる観点の弱さ、子どもを信頼した教育指導力の弱さの結果であることを考えると、このデータに現状の問題点が反映していると言えるのではなかろうか。

9 「きまり」についての認識

第23表 「きまり」についての認識 ( % 上段：小学校 下段：中学校)

「きまり」についての認識	強賛	弱賛	保留	弱反	強反
きまりは、子どもにこのように行動してほしいという具体的な指示を選びだし文章化したものである	19 19	40 42	12 12	20 20	3 3
きまりは、子どもの教育指導のためにつくるもの、教師・学校の責任でつくればよい。子どもの意見をきくのは指導をしやすくする方法だ	1 6	18 15	14 13	48 47	14 14
きまりは、学校社会の法のようなものだから、基本的には、教師と子どもが共同してつくるべきだ	29 35	42 45	9 7	16 10	0 1
子どもの生活指導はきまりによって行うべきでない。具体的経験のなかで子どもが自主的な判断力をつけるよう指導する	43 36	42 45	3 6	7 9	1 1
教育は子どもと教師の人間的な関係のなかでつくりだされるできるだけ自由な関係を大切にすべきだ。こと細かなきまりは子どもばかりでなく教師の教育力をも衰えさせる	29 29	43 41	9 16	13 12	1 1

これは、学校の「きまり」についての一般的な意見をいくつか示し、それについての教師の意見を尋ねたものである。

第1の「行動の指示」という考えは、多くの学校が実際に「きまり」を定めるときの考え方である。これには多数の教師(6割)が賛成で、強い反対はほとんど見られない。しかしこの意見は、教師が「望ましい」と考える行動を一方向的に強制してよいという思想につながり、教師主導・教師優越の考え方に陥りやすい思想である。そこでこの「行動の指示」の意見と教師優越の考えとの関係を見るため、「教師は子どものためになると思うことを強制してよい」とクロスしたのが第24表である。明らかにこの2つの意見の間には正の相関が認められる。「行動の指示」に賛成する者は「教師優越」の意見が多く、それに反対の意見では「教師優越」を批判する意見が多くなっている。

第2の「きまりは、教師・学校の責任で」は、第1の考えのなかにあるこの教師優越の考えをはっきり表現したものである。このように表現すると、その賛成者はかなり少なくなるが、それでも2割前後の賛成があり、これを強く批判する意見はそれより少ないのである。第25表は、この2つをクロスして、その関係を確認したものであるが、相関が認められる。

第24表 きまりは「行動の具体的指示」と「子どものためなら教師の判断で強制も」 (%)

行動の指示	子どものためなら教師の判断で強制も				
	強賛	弱賛	保留	弱反	強反
強い賛成	7	41	5	37	11
弱い賛成	3	38	5	47	6
保留	0	26	24	43	6
弱い反対	2	16	2	58	21
強い反対	サンプル少数				

第25表 きまりは「行動の具体的指示」と「きまりは教師・学校の責任で」 (%)

行動の指示	きまりは教師・学校の責任で				
	強賛	弱賛	保留	弱反	強反
強い賛成	11	27	11	33	16
弱い賛成	2	17	14	59	7
保留	0	16	33	41	10
弱い反対	2	11	8	51	23
強い反対	サンプル少数				

第3の「学校社会の法」は、現代社会の個人の権利の思想を背景に、学校を教師と子どもの共同社会としてとらえようとする考えに基づく「きまり」観である。その意味では、子どもの権利を保障する方向をもっているが、他方、学校を管理している現在の教育行政の仕組と実態からいえば、「法」の本質的意味が十分に理解されないまま、つくられた「きまり」が一人歩きする可能性も否定できない。「きまりであるから、まず従え」という規則遵守優先になりかねないのである。

この点を確認するため、「法」の成立に不可欠な、法適用対象者＝子どもの「合意」の必要を意識しているかどうかを検出する意味で「教師の責任でつくる」という意味とクロスさせた。第26表に見るように明らかに逆相関の関係が認められた。次に、同様の趣旨で「こどものためなら教師の判断で強制も」とのクロス結果を第27表に示す。ここでもほぼ同様の逆相関が認められる。

第26表 「学校社会の法」と「きまりは教師・学校の責任で」(%)

学校社会の法	きまりは教師・学校の責任で				
	強賛	弱賛	保留	弱反	強反
強い賛成	6	10	8	41	31
弱い賛成	2	16	12	61	8
保留	0	12	65	18	6
弱い反対	4	36	7	47	4
強い反対	サンプル少数				

第27表 「学校社会の法」と「こどものためなら教師の判断で強制も」(%)

学校社会の法	こどものためなら教師の判断で強制も				
	強賛	弱賛	保留	弱反	強反
強い賛成	4	25	5	47	20
弱い賛成	3	33	8	49	8
保留	3	29	21	35	9
弱い反対	2	40	0	51	6
強い反対	サンプル少数				

第4、第5の質問文は、「きまり」を教育指導の基準や規範としてとらえることに批判的な意見である。

第4の「具体的経験のなかで指導」は指導方法の観点に焦点をあて、教師は子どもの具体的な経験に即して指導すべきことを強調したものであるが、小学校では半数近い教師がこれに強く賛成している。中学校もやや低い基本的な同じ傾向で、「児童生徒の指導」の理念として大多数が支持している。この意見は「きまりは行動の具体的指示」とは矛盾する内容であるが、その点がどのように意識（認識）されているであろうか。これを確かめたのが第28表である。この意見に「強い賛成」者でも「行動の指示」に批判的な意見は多くない。両者には逆相関の関係が期待されるのであるが、それも認められない。つまり、両者の矛盾関係は意識されていないのである。

また、この意見は、きまりを「法」とみる見方にどのような態度を示すであろうか。第29表はそれを検出しようとしたものである。この意見の強い賛成者は「法」的把握に強い賛成が多く、反対者ではそれが少なくなっている。全体的に顕著とはいえないが、相関があると見てよい。

第5は、教育の基本的観点を教育的環境の在り方の問題として、教育における人間的な触れあいと「規則依存」との矛盾を示したものである。これも全体として7割を超える賛成がある。

これは先の「具体的経験で指導」とかなり共通の考え方を含んでいる。第30表がそのクロス結果であるが、きわめてはっきりした相関が認められる。

第28表 「具体的経験で指導」の意見と「きまりは行動の具体的指示」(%)

具体的経験で指導	きまりは行動の具体的指示				
	強賛	弱賛	保留	弱反	強反
強い賛成	28	29	8	27	7
弱い賛成	11	56	14	16	1
保留	20	35	40	0	0
弱い反対	27	36	12	21	0
強い反対	サンプル少数				

第29表 「具体的経験で指導」の意見と「きまりは学校社会の法」(%)

具体的経験で指導	きまりは学校社会の法				
	強賛	弱賛	保留	弱反	強反
強い賛成	49	33	5	12	1
弱い賛成	20	59	8	14	0
保留	25	40	35	0	0
弱い反対	21	36	15	27	0
強い反対	サンプル少数				

第31表は、「きまりは行動の指示」とのクロスである。ここでは、よわい逆相関の関係が認められる。しかし、この意見に強い賛成者でも53%が「行動の指示」に賛成しているのであるから、関連性としては逆相関でも、「教育は自由な関係が大切」と思っている人が「きまりは行動の指示」に反対の傾向をもってるとはいえない。最後に「きまりは学校社会の法」との関係を示す。これも相関が明らかに認められる。

第30表 「教育には自由な関係」の意見と「具体的経験で指導」(%)

自由な関係	具体的経験で指導				
	強賛	弱賛	保留	弱反	強反
強い賛成	83	12	1	2	1
弱い賛成	25	64	3	6	1
保留	22	50	17	7	0
弱い反対	11	52	6	30	2
強い反対	サンプル少数				

第31表 「教育は自由な関係が」の意見と「きまりは行動の具体的指示」(%)

自由な関係	子どもの具体的行動の指示				
	強賛	弱賛	保留	弱反	強反
強い賛成	30	23	7	28	9
弱い賛成	13	54	13	18	1
保留	19	30	32	15	0
弱い反対	19	56	6	19	0
強い反対	サンプル少数				

第32表 「教育は自由な関係が」の意見と「きまりは学校社会の法」(%)

自由な関係	きまりは学校社会の法				
	強賛	弱賛	保留	弱反	強反
強い賛成	57	30	3	9	0
弱い賛成	25	53	8	14	0
保留	17	54	22	6	0
弱い反対	22	44	6	28	0
強い反対	サンプル少数				

### まとめ—分析結果の要約

児童生徒の指導に係わる学校の在り方は、この調査事項に関しては、小学校と中学校とはかなり異なっており、中学校は「生徒管理」がかなり厳しい状況である。しかし髪形などの「きまり」を肯定する教師は、全体的には多数ではない。「きまりのある」学校の教師は、「ない」学校の教師より「きまり」を肯定する傾向がある。

「制服」に中学校の教師は6割弱が賛成している。小学校の教師には疑問、反対が多い。制服な



どのさまざまな児童生徒にたいする規制に教師はかなり批判・疑問をもっているにもかかわらず、実際には規制が行われている。規制に賛成している教師の意識内容は、理論的に強固ではなく、批判にたいして動揺する。賛成者には、学校の意味は家庭・親より優越するという親や子どもの人権軽視の意識が基底にあるように思われる。規制に反対の意見のほうが概して教育や子どもについての認識が確かである。自己の教育理念を明確に表明できない（あるいは教育理念が明確でない）意見保留者が相当数いる。保留者はどちらかといえば規制にたいして批判的な傾向のほうが多い。

「制服」「頭髪規制」などについての教師の意見を分けているのは、「秩序」観、「非行」観、家庭の教育力にたいする期待度、子どもの人権の尊重の意識などであると思われる。髪形規制については中学校の教師の意見は賛・否・保留に3分される。教師には、子どもの「安全」や「非行防止」を、きまりや規制に頼る意識が強い。「子どもの保護」と「子どもを自由に」との間で迷っている教師が多い。

以上を総合すると、学校の子どもの生活規制の実態と教師の意識との間にはかなりのギャップがあること、また、教師のなかには指導についての教育的確信の曖昧なものがあること、しかし、学校の体制（あるいは雰囲気か）は教師の意識を実践に反映させ、あるいは認識を深めるようにはなっていないようである。

体罰あるいはそれに類似の「指導」を見聞きしている教師は少なからずおり、相対的に中学校に多い。体罰否定の意識は強くなく、体罰を容認する意識は小学校で3分の1、中学校では半数に近く、体罰を強く否定する教師は3割以下である。半数近くの教師は体罰についての意識が曖昧で動揺する。教師の多くは、制度的・公的な処分にたいして否定的である。

きまりを減らし、きまりの制定に子どもを参加させ、教師の共通認識を深めるなど現状を改善しようという意見は大多数である。しかし「いくらか問題があっても、まず守らせる」という規則遵守優先の考えがかなりある。それは中学校で相対的に多い。

生徒指導の基本原則についての認識は、保留や否定的な回答は少なく、一応確立しているが、その認識の内容に矛盾があり、理論的に首尾一貫していない者も相当いる。子どもの自主性を育てる観点が弱く「教師の判断を優越させる」傾向がかなり見られる。「きまり」についての認識ではかなり共通性が見られるが、その意見に強い確信を持っている者はあまり多くはない。「きまり」や教育の基本的理念と児童生徒の指導方法についての考えとが矛盾している者もかなり見られる。

教師の意識に見られる弱点や矛盾の多くは、今日の教育実践の課題が教師につきつけている問題の反映である。その意味では教育の現場のなかで解決しなければならない事柄であり、また解決しうるものである。教師（集団）のなかにもその力があることは、この調査結果からも確認できよう。やはり、大きな問題は、そのような教師内部にある力が有効に働かない「学校の体制・在り方」（いわゆる「管理」体制は勿論であるが教師集団の在り方を含めて）にありそうである。

(1988. 10. 15)